

熊本県（都道府県）

一時生活支援事業（広域実施）

1 県の概要（H30年度）

県内の人口	1,780,079	人①
高齢化率	30.6	%②
保護率	1.4	%③

- ①平成31年1月1日住民基本台帳人口動態統計
 ②平成30年10月1日現在 県：推計人口調査（年報）
 ③令和元年5月 熊本県の生活保護（速報値）

2 参加自治体（H30年度）

県内一般市数	13市
参加一般市数	9市
県内一時生活支援事業実施率	100%

3 実施方法について

実施方法	委託（生活困窮者を対象）①単年契約。②企画コンペ方式による選定後随意契約 熊本県（県管轄の23町・8村）と9市の共同実施（H30の共同実施自治体の人口818,316人） ※共同実施の市の推移 H28：11市→H29：10市→H30：9市 年々、市単独実施へ移行している。
事業費	16,600千円（平成30年度総額）
理由（委託）	本法以前、ホームレス特措法により本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績がある。 家族・親族との関係にねじれが生じ、社会的・経済的に問題を抱え、居所のない生活困窮者が対象であるため、柔軟な対応ができるノウハウを持つ職員を配置可能な、かつ共同実施の市を含めた県下全域で事業を実施できる社会資源の情報を持つ法人に委託する。
実施体制	・社会福祉法人グリーンコープへ事業を委託し実施している。 ・24時間365日の体制で対応。・実務経験を有した人材を配置。 ・夜間等緊急時も対応している。 （熊本地震や台風等災害時は、避難所への避難等対応した。） ・施設長1名、夜間警備員1名を県内1か所に配置し、アパート9室借り上げ。
自立相談支援機関との連携	・緊急性が高く、入所の判断に時間がない場合が多いため、自立相談機関と一時生活支援事業受託先との効率的な情報の共有が必要不可欠である。 ・自立相談支援機関とは、電話等での事前相談を受け付けたり、利用者本人の同意を得て自立相談支援事業のアセスメント表を共有することにより、健康面・経済面等の入所後に必要な情報を円滑に確認している。利用者の入所時の負担軽減になっている。 ・県（町村）分は自立相談支援機関職員が1名シェルターに常駐し、相談者に直接伴走型支援を行っている。

4 事業実績（H30年度）

利用者	就職	生活保護	その他
25人	7人	8人	10人

※共同実施の県・10市の件数（前年度からの引き継ぎを含む）

5 事業実施のポイント ～地域定着のためのアフターフォロー～

Point

利用者が地域で安定して定着できるよう訪問や交流会の実施等によるアフターフォローを実施している。



- 利用者が退所後に地域での安定した定住を送るため、アフターフォローを行っている。
- 孤独死や失踪、社会的孤立を防ぐため、退所者に寄り添い、退所後に発生する様々な課題（行政手続の支援、病院受診の支援等）に丁寧に取り組んでいる。支援内容は、アウトリーチ（自宅訪問・関係機関への同行支援）、電話、メールによる連絡、かわら版（広報誌）の年2回発行、交流会の年2回企画・運営、誕生日・年賀状・暑中見舞いの送付を行っている。

6 取り組んで良かった点

- ・共同実施により実施することで、各自治体において、件数は多くないが、突発的に発生する相談に、経費的・事務的な負担を抑えて対応することができている。
- ・過去の実績を蓄積した法人が、人的資源・社会的資源を活用した支援を行っており、多方面の問題を想定のうえ、相談者の個々の実情に応じた柔軟な支援を行っている。そのため、入所中に本人の健康状態が改善し、エンパワメントが引出され、社会的自立に至っている。
- ・退所後もフォローを行うことで、ホームレスから脱却し生活を開始した支援者が、再び以前の生活に陥っていないことも成果として挙げられる。